



一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 入会前研修終了の報告

(一社)コスモス成年後見サポートセンター福島県支部長 矢吹幸雄

今年度も「コスモスふくしま」が主催する一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター入会前研修がこの度終了いたしました。9月8日に開講した研修会は、24コマの研修を終了し、11月下旬に考査が行われ、受講者8名が合格しました。今後一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに入会されまして、後見人としての社会貢献活動が期待されます。

出張無料相談会 報告(11月分)

広報部

開催日	開催市町村	担当支部	開催時間	相談員(敬称略)	相談内容及び件数
令和4年11月1日	いわき市(14回目)	いわき支部	10:00~15:00	石井英毅、石井達哉、鶴沼理人	相談なし
令和4年11月4日	相馬市(1回目)	相双支部	10:00~15:00	菅野良成、青田義仁、中村賢治、荒知之 菊地三起郎、渡邊司、佐藤功、加藤三郎 田中俊幸、藤巻計、田久里美 (女性相談者応対要員として福島支部に応援を要請) 熊坂恵子福島支部長、根本奈穂子福島副支部長 参加	相続11件 成年後見1件 遺言1件 その他12件 計25件
令和4年11月15日	喜多方市(4回目)	会津支部	13:30~16:30	長澤郁夫、小澤千春	許認可1件、土地の売買1件 建設業許可1件 計3件
令和4年11月17日	伊達市(4回目)	福島支部	9:00~11:30	菅野功、武田莞爾、菅野計、穴戸義晴 渡辺正治、齋藤忠雄、菅野喜晴、松崎龍一	離婚4件
令和4年11月22日	いわき市(15回目)	いわき支部	10:00~15:00	佐藤亮、渡邊勇人、石井英毅	相続1件、産廃1件 計2件
令和4年11月27日	郡山市(2回目)	郡山支部	10:00~14:00	根本重朋、笠原良夫、遠藤宏文、茅原三恵、佐藤伸弘 石井泰子、佐々木哲也、佐藤知恵子、坂上裕 大槻礼子、小野寺教平、高原義治、大橋敏祐、大河内正一 郡山公証人合同役場公証人 田沼浩 氏	相続2件 遺言2件 その他4件 計8件
合計6回				44名	42件

会務日誌

11月
16日(水) 第3回 編集会議
18日(金) 農地法関係業務担当者会議
21日(月) 職務上請求書確認審査
22日(火) 丁種封印実績確認
25日(金) 司法研修(第5回)
28日(月) 上半期会計監査
// 登録証交付式
30日(水) 本会研修会

12月
5日(月) 本会研修会
// 第6回 部長会
// 職務上請求書確認審査
// 第37回 関係「土」業懇談会
8日(木) 第2回 綱紀委員会
9日(金) 登録証交付式
// 司法研修(第6回)
12日(月) 第3回 支部協議会
// 中央研修所全国担当者会議
14日(水) 総合相談センター無料相談日

申請取次行政書士(届出済行政書士)の皆様へ

申請取次行政書士管理委員会

申請取次実績報告書の提出について

毎年1月末日までに、申請取次実績報告書を提出していただくことになっておりますのでお知らせいたします。
(令和4年1月から12月までの取扱い件数を報告)

提出先 本会事務局
提出期限 令和5年1月31日(火)迄
問い合わせ 本会事務局 TEL.024-973-7161

▶▶▶▶様式は本会HP/会員専用ページ/様式集に掲載



事務局からのお知らせ 年末年始のお休み

令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)までとさせていただきます。

令和4年度
政連だより

11月25日(金) 衆議院議員
吉野正芳政経セミナー

11月28日(月) 上半期会計監査

速報

No.
169

■発行所：福島県行政書士会
■発行者：会長 金沢和則
■編集責任者
広報部長 安藤強
〒963-8877
郡山市堂前町10番10号
■TEL (024) 973-7161
FAX (024) 973-7174
■ホームページ
https://www.fukushima-gyosei.jp/
■メールアドレス
info@fukushima-gyosei.jp
■印刷所：株式会社ヨシダコーポレーション
〒963-0724
郡山市田村町上行合字北川田22-1
■TEL (024) 942-0005(代)
FAX (024) 942-2233



行政ふくしま

2022年12月号



令和4年度 行政書士試験報告

試験場責任者 松本裕次

令和4年度行政書士試験が11月13日(日) 午後1時より日本大学工学部を会場に行われました。

今年度も新型コロナウイルス感染症の対策を行いながらの試験実施となりましたが、おかげ様をもちまして無事に終了することができました。

福島会場における今年度受験申込者は516名、当日受験者は419名でした。合格発表は令和5年1月25日(水)です。試験監督員33名、本部員15名については、多忙なところお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。尚、来年度の試験は令和5年11月12日(日)実施です。来年度の試験へのご協力もよろしくお願い申し上げます。



令和5年 新年賀詞交歓会開催のお知らせ

福島県行政書士会/福島県行政書士政治連盟

日時 令和5年 1月14日(土) 午後3時～5時30分
(受付:午後2時15分～ 開場:午後2時30分～)
会場 郡山ビューホテルアネックス
(郡山市中町10-10)TEL.024-939-1111
参加費 3,000円
申込期限 令和4年 12月27日(火)まで
申込方法 福島県行政書士会事務局までお申し込み下さい。
(FAX) 024-973-7174
(Eメール) info@fukushima-gyosei.jp

当日、徽章をご着用ください。マスクの着用にご協力下さい。
37.5℃以上の方、体調不良の方は参加をご遠慮下さい。

福島県行政書士会 行 (FAX) 024-973-7174

新年賀詞交歓会 参加申込書

() 支部

氏名()

第37回 関係「士」業懇談会報告

報告者：副会長 川島一紀

1 日 時 令和5年 12月5日(月) 午後3時から午後5時30分まで

2 場 所 郡山ビューホテルアネックス

3 出席者 福島県土地家屋調査士会 小野寺 正教 会長 他4名
福島県司法書士会 角田 正志 会長 他3名
東北税理士会 福島県支部連合会 熊田 耕治 会長 他2名
福島県社会保険労務士会 穴戸 宏行 会長 他4名
福島県行政書士会 副会長3名、総務部長
計21名

4 福島県土地家屋調査士会が担当会となり、細野総務部長が司会し、土井副会長が開会の挨拶、小野寺会長が担当会長として挨拶した。
次に出席者全員が自己紹介をし、座長の選出を行い、小野寺会長が座長となり、懇談事項に移った。

5 懇談事項

(1) 各会の情報交換

総務、経理、企画、研修、広報の現状について、各会から報告があった。

(2) 各会からの提案事項について

- ①各士業のインボイス制度対応について(税理士会)
- ②電子帳簿保存法への対応について(税理士会)
- ③各会、県単位での相談会の有無、及びその頻度(土地家屋調査士会)
- ④広報活動における方法、及び支出金額(土地家屋調査士会)
- ⑤苦情処理体制の有無、また会員への注意・指導等(土地家屋調査士会)

(3) その他

- 令和5年度 総会日程について
- 次回担当会の決定について

6 閉 会

黒森副会長より閉会の挨拶があった。

▶ 業務参考資料のご紹介

※すべて本会ホームページ掲載済
※閲覧希望の方は、事務局へ(TEL. 024-973-7161)。

題 名

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」の閣議決定について(周知) …… 全1頁(日行連)

建設業法施行令の一部を改正する政令について …… 全21頁(福島県土木部建設産業室)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する

特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の閣議決定について(周知) …… 全1頁(日行連)

コリンズ・テクリスにおけるJACICの登録等代行サービス終了について(周知) …… 全4頁(日行連)

東北地区土地政策推進連携協議会講習会の開催について(お知らせ) …… 全8頁(東北地区所有者不明土地連携協議会)

「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について(意見公募手続開始のお知らせ) …… 全1頁(日行連)

軽自動車OSSにおける「地方税ダイレクト納付に係る引落口座登録手続」の

事前取扱い等の開始について(周知) …… 全1頁(日行連)

建設業法施行令の一部を改正する政令について(周知) …… 全1頁(日行連)

公正証書の作成に係る手続のデジタル化に関するアンケートの実施について(周知) …… 全8頁(日行連)

資源有効利用促進法政省令の改正について(周知) …… 全25頁(日行連)

通 知

戸籍の附票の写しが単独で
本人確認書類に該当することについて(周知)

日行連発第1242号
令和4年12月1日
日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、今般、総務省より別紙の文書にて戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて周知依頼がございました。提供がありました資料をお送りいたしますので、ご確認のうえ、貴会会員にも周知くださいますようお願いいたします。

以上、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

原議保存期間3年
(令和8年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長殿

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 0 月 2 0 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課長

戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に
該当することについての周知について

今般、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第17条が改正され、令和4年1月11日以降、戸籍の附票の記載事項として、従前の「戸籍の表示」、「氏名」、「住所」及び「住所を定めた年月日」に加え、新たに「出生の年月日」及び「男女の別」が追加されたことにより、戸籍の附票の写しには、本人特定事項の全てが記載されることとなったことを踏まえ、本人確認書類に関することについては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

記

① 戸籍の附票の写しが単独で本人確認書類に該当することについて

前記のとおり、戸籍の附票の写しは、市町村長が発行するものであって(住民基本台帳法第16条)、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日が記載されているものですので、現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。)第7条第1項第1号ホに規定する本人確認書類です。そのため、特定事業者において、戸籍の附票の写しのみを提示した顧客等に対し、本人確認書類として不備があるといった対応がなされないよう指導いただくようお願いいたします。また、特定事業者において、このことを適切に顧客等に周知いただくよう御配慮願います。

② 犯収法施行規則の改正時期等について

犯収法施行規則第7条第1項第1号二において、「戸籍の謄本若しくは抄本」を本人確認書類から削除し、戸籍の附票の写しを単独で本人確認書類として明記する改正を行う予定です。

〔連絡先〕警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 法令・企画係
電話 03-3581-0141(内線 4999・4939)